

令和5年度尾道市就学援助受給申請のお知らせ

令和5年1月
尾道市教育委員会

尾道市教育委員会では、家庭の事情に応じて、学用品費や学校給食費など学校に必要な費用の一部を援助する制度があります。援助の内容については、変更の可能性もありますのでご了承ください。

1 援助を受けることができる人（次のいずれかに該当する人）

区分	申請理由	注意事項
1	生活保護を受けている人	必ず申請してください。
2	生活保護が停止又は廃止になった人	令和4年4月2日～令和5年3月31日の間に限ります。
3	市民税が非課税の人(地方税法第295条)	令和5年1月1日時点で尾道市に住民票を置き、学生を除く16歳以上の方の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
	市民税が減免された人(地方税法第323条)	
	個人事業税が減免された人	
	固定資産税が減免された人(地方税法第367条)	家屋新築による減額は除きます。
4	国民年金の保険料が免除された人 (国民年金法第89条・第90条)	20歳以上の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された人(国民健康保険法第77条)	
6	児童扶養手当を受けている人	児童手当・特別児童扶養手当は除きます。『申請中』では申請できません。
7	生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)を提出してください。
8	雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)を提出してください。
9	経済的に困っている人 (令和4年分の世帯総所得金額が市の基準を下回る世帯)	同一世帯の合計所得金額で判定します。 なお、当制度においては、次の人も「同一世帯員」とみなします。 ・世帯を分けている(世帯分離の)同居者 ・単身赴任中の家族

2 申請の方法

援助を希望する人は、就学援助費申請書に記入のうえ、必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校へ提出してください。令和4年度に就学援助を受けている人も、再度申請が必要となります。申請書記入例を参考にしてください。

申請受付期間	在校生	令和5年3月15日(水)まで	在籍する学校へ申請書等を提出してください。
	新入生	令和5年4月14日(金)まで	

3 必要書類

次の方は必要書類を提出してください。

対象者	必要書類
生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)
雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)
令和5年1月2日以降に尾道市に転入された人 (令和5年1月1日時点で住民登録がない人) ※世帯の中に対象者がいる場合も含めます。	前住所地の市町が発行する所得課税証明 (所得課税証明は、おおむね6月頃に交付が可能となります。申請受付期間中に申請書のみ提出し、6月以降に課税証明書を提出してください。)
★初めて申請する人	通帳の写し
★令和4年度受給者で口座を変更する人	(口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるものを添付してください。)

※ 上記以外の方は申請書のみ提出となります。

《申請についての注意事項》

- ※ 令和5年1月1日時点で尾道市に住民票を置く人で、勤務先から市に給与支払報告書の提出がある人・市に市県民税の申告をしている人・税務署で確定申告をしている人については、申請書のみ提出となります。所得がない場合でも市県民税の申告が必要です(世帯員に扶養されている人は除きます)。手続きが終了していないと審査ができません。申請前によくご確認いただき、必要な手続きを済ませてください。
- ※ 令和5年1月2日以降に尾道市に転入された方が世帯内にいる場合、所得課税証明の提出により審査を行うため、認定が通常より遅れる可能性があります。ご了承ください。
- ※ 令和4年度就学援助を受けていた人は、支給時に配布しております「支給明細書」で振込口座をご確認のうえ、申請書にご記入ください。

4 認定結果通知・支給方法

申請受付期間までに申請された人の判定結果は、6月上旬に児童生徒が在籍する学校を通じてお知らせします。

認定された場合、就学援助費を申請者(保護者)口座へ振り込みます(学校給食費・医療費を除きます)。支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。申請書で同意のうえ、申請してください。

5 援助の内容 (金額は令和4年度の年額です。)

※ 支給は月末払いです。

援助の内容	対象(認定種別)	支給学年	支給金額	支給時期	振込先	備考	
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿舎等ないもの)	準要保護	小1	13,230円	年3回 (6月・9月・2月)	申請者 口座	左記の金額を年3回(学期ごと)に分けて支給。年度途中の認定者については、月割の金額を支給。	
小2～6		15,500円					
中1		25,040円					
中2～3		27,310円					
校外活動費 (宿舎等あり)	準要保護	小学生	上限 3,690円	実施後 (年1回)	申請者 口座	交通費と見学料(入場料や飯盒炊さん費用等)が対象。	
中学生		上限 6,210円					
新入学児童生徒学用品費	準要保護	就学予定者 (新小1分)	54,060円	3月(入学前)	申請者 口座	小学校入学前に別途申請が必要。	
		小6 (新中1分)	60,000円	2月			
修学旅行費	要保護 準要保護	小6 中2	実費	実施後	申請者 口座	修学旅行に要する経費が対象。 (支給制限あり)	
通学費	準要保護	全員	実費	実施後	申請者 口座	片道の通学距離が、小学校 4 km以上、中学校 6 km以上ある者が、公共交通機関を使用した場合(特別支援学級は距離制限なし)。	
学校給食費	準要保護	全員	実費	年3回 (6月・9月・2月) ※デリバリー給食 9月・1月・3月	校長 口座	学期ごとの金額を支給。 ※デリバリー給食は保護者口座に支給。	
体育実技用具費	準要保護	中学生	柔道 上限 7,650円 剣道 上限 52,900円	実施後 (在学中(3年間に1回のみ))	申請者 口座	授業のために必要な用具を購入した場合、左記の金額を限度として支給。	
療費	疾病	要保護 準要保護	全員	自己負担額 (保険優先)	医療券 交付	医療機関	対象疾病 ・う歯 ・中耳炎 ・トラコーマ ・結膜炎 ・アデノイド ・白せん、かいせん、膿痂疹 ・慢性副鼻腔炎 ・寄生虫病
	通院費	要保護 準要保護	全員	自己負担額	受診後	申請者 口座	
<p>※ 教育委員会が発行した医療券を提出すれば、無料で受診できます。必ず受診前に学校へご連絡ください。</p> <p>※ ひとり親家庭等医療費助成制度又は子ども医療費助成制度との併用はできません。ご注意ください。</p>							

* 要保護：生活保護世帯の児童生徒。 * 準要保護：要保護者に準ずる程度に困窮している世帯の児童生徒で、教育委員会が援助を必要と認めた児童生徒。

6 特別な支援を要する児童生徒の援助について

通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校の入学基準)に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは児童生徒が在籍する学校または教育指導課に設置しております「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。

7 認定後、手続きを必要とする場合

認定後、次の場合には、速やかに学校又は教育委員会へご連絡ください。

- ※ 申請書に記入した内容の変更が生じる場合(世帯員の増減や市内転居、保護者変更等)
 - ※ 年度途中で、市外へ転出・転校する場合
 - ※ 申請理由に該当しなくなる場合(児童扶養手当の支給停止等支給資格を喪失した場合)
- 支給済みの就学援助費について、調整や返還が生じる場合があります。ご了承ください。

問い合わせ先

児童生徒が在籍する学校または尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へお気軽にご相談ください。

* 就学援助の申請は、中途申請も随時受け付けています。

中途申請をされる人は、毎月20日までに申請書に必要書類を添えて、児童生徒が在籍する学校へ提出してください。

令和5年度就学援助費申請書

申請No. 新
(市教委記載) 再

(申請先) 尾道市教育委員会 様

令和 5 年 月 日

私は、次の理由により、就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入し、申請いたします。申請内容に相違ありません。

申請(保護)者 住所 〒

尾道市

電話 () -

フリガナ

氏名

《援助を希望する児童生徒》

学校名	学年	児童生徒氏名	満年齢	生年月日
日比崎 小 中		フリガナ		平成 . .
		フリガナ		平成 . .
		フリガナ		平成 . .
		フリガナ		平成 . .

《上記児童生徒以外で生計を同一にする者の状況》

	家族の氏名	続柄	満年齢	生年月日	職業・学校名など
1		申請者		明治・大正 昭和 平成 令和	
2				明治・大正 昭和 平成 令和	
3				明治・大正 昭和 平成 令和	
4				明治・大正 昭和 平成 令和	
5				明治・大正 昭和 平成 令和	
6				明治・大正 昭和 平成 令和	
7				明治・大正 昭和 平成 令和	
8				明治・大正 昭和 平成 令和	

《住宅の形態》

1. 持家

2. 借家

《前年度の援助》

1. 有

2. 無

《申請事由》 ※ 該当番号に○印をしてください。

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1. 生活保護受給者 | 2. 生活保護の停止又は廃止(令和3年度中) |
| 3. 市民税の非課税又は減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免 | 4. 国民年金保険料の免除 |
| 5. 国民健康保険料の減免又は徴収猶予 | 6. 児童扶養手当の受給者 |
| 7. 生活福祉資金の貸付 | 8. 雇用保険の失業給付の受給者 |
| 9. 経済的に就学困難な状態(下欄へ詳しく記入してください。) | |

《校長の意見》

上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

令和 年 月 日

尾道市立日比崎中学校 学校長

《民生委員の助言が必要な場合》

令和 年 月 日

尾道市 区 民生委員

委任・同意・口座振替依頼書

《個人情報の使用》

- 就学援助の決定又は実施において必要がある場合には、私及び私と生計を同一にする者の住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給情報等の個人情報を教育委員会が閲覧し、これを根拠として用いることに同意します。また、このことについては、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。
- 否認定となった場合、提出した個人情報は使用しないこととなりますが、事務処理を円滑に行うため、これを提供することに同意します。

《委任》

- 認定後、就学援助費の請求に関する事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任します。また、就学援助費のうち学校給食費については、一切の権限を校長に委任します。
- 学校に支払うべき経費を滞納し、学校運営に支障を来す場合には、下記口座への振り込みを停止し、就学援助費に関する一切の権限を校長に委任します。

《口座振込依頼》

- 就学援助費は下記の口座に振り込みを依頼します。なお、振り込みをもって受領したものとします。また、学校給食費については学校指定口座へ、医療費については医療機関指定口座への振り込みを依頼します。

※ 申請(保護)者の口座を指定してください。

振込 口座	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協						支店名	支店・支所 出張所					
	口座番号 <small>(ゆうちょ銀行以外)</small>							預金種別	普通・当座・その他()					
	口座番号 <small>(ゆうちょ銀行)</small>						—							
	口座名義 <small>(カタカナ)</small>													

《申請内容の変更》

- 申請した内容に変更がある場合には、速やかに就学している学校又は尾道市教育委員会教育指導課学事係へ届け出ることに同意します。また、申請内容の変更に伴い、請求・返納等が生じた場合の事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任し、これに従います。
- 就学援助費に係る校長口座に生じる利子については、放棄します。

申請(保護)者

住所

〒
尾道市

電話

() —

フリガナ

氏名

※なお、尾道市教育委員会が得た情報は尾道市個人情報保護条例に基づき、就学援助事務以外の目的には使用しません。

《教育委員会記載欄》 ※申請者は記入しないでください。

認定	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 要保護	<input type="checkbox"/> 準要保護	<input type="checkbox"/> 否認定
	<input type="checkbox"/> 年度中途	<input type="checkbox"/> 要保護	<input type="checkbox"/> 準要保護	<input type="checkbox"/> 再認定
	認定年月日 (令和 年 月 日)			
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給中 (10月まで・11月から)				
異動	<input type="checkbox"/> 転校	市立 学校 令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 生活保護開始	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 準 ⇒ 要	<input type="checkbox"/> なし ⇒ 要
	<input type="checkbox"/> 生活保護廃止	令和 年 月 日	(要 ⇒ 準)	
	<input type="checkbox"/> 戸籍異動	令和 年 月 日	(結・離・死)	
	<input type="checkbox"/> 辞退 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 否認定	令和 年 月 日	理由()	

【記入例】

令和5年度就学援助費申請書

申請No.

(申請先) 尾道市教育委員会 様

令和5年4月1日

私は、次の理由により、就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入し、申請いたします。申請内容に相違ありません。

申請(保護)者 住所 〒 722 - 8501
尾道市久保一丁目15-1

電話 (0848) 20 - 7474

フリガナ オノミチ ジロウ
氏名 尾道 次郎

《援助を希望する児童生徒》

学校名	学年	児童生徒氏名	満年齢	生年月日
○ ○ 小 中 学校	1	フリガナ オノミチ イチロウ 尾道 一郎	6	平成 28. 4 . 2
		フリガナ オノミチ サクラ 尾道 さくら		
	フリガナ		平成 . .	
	フリガナ		平成 . .	

《上記児童生徒以外で生計を同一にする者の状況》

	家族の氏名	続柄	満年齢	生年月日	職業・学校名など
1	尾道 次郎	申請者	42	56. 4. 1	(株) ○○○
2	尾道 花子	妻	41	56. 5. 1	なし
3	尾道 太郎	子	13	21. 4. 20	△△中学校
4					
5					
6					
7					
8					

申請者(保護者)から
みた続柄を記入してく
ださい。

《住宅の形態》

- 1. 持家
- 2. 借家

《前年度の援助》

- 1. 有
- 2. 無

《申請事由》 ※ 該当番号に○印をしてください。

- 1. 生活保護受給者
- 2. 生活保護の停止又は廃止
- 3. 市民税の非課税又は減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免
- 4. 国民年金保険料の免除
- 5. 国民健康保険料の減免又は徴収猶予
- 6. 児童扶養手当の支給
- 7. 生活福祉資金の貸付
- 8. 雇用保険の失業給付
- 9. 経済的に就学困難な状態(下欄へ詳しく記入してください。)

妻は身体が弱く長時間の労働ができないため、私の所得のみです。生活が苦しいので受給を希望します。

《校長の意見》

上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

令和 年 月 日

尾道市立 学校長

《民生委員の助言が必要な場合》

令和 年 月 日

尾道市 区 民生委員

提出する日を記入。
年度当初の申請の場合、4月1日としてください。

同じ学校に在校生と新1学年の児童生徒がいる場合には、あわせて申請してください。

申請日(年度当初申請の場合、4月1日)時点の年齢を記入してください。

生計を同一にする者には、
・ 単身赴任の方
・ 世帯を別にして同居している方も含めます。

小学校と中学校に在学する場合、それぞれの学校に申請する必要があります。
例の場合、○○小学校と△△中学校に提出する必要があります。

申請者又は家族の所有の場合には“1持家”、それ以外で家賃等の支払いがある場合、“2借家”へ○をしてください。

前年度(令和4年度)も就学援助を受けていた方は“1有”へ○をしてください。

該当する番号に○をつけてください(複数回答可)。
“9経済的に就学困難な状態”の場合、詳しい状況を下欄へ記入してください。

申請者(保護者)は記入しないでください。
教育委員会が必要と判断した場合、民生委員に助言を求める場合があります。

在籍する学校が記入します。
申請者(保護者)は記入しないでください。

申請書は、在籍する学校へ提出してください。

口座振込でお支払いする費用があります。必ず申請者(保護者)口座を記入してください。

委任・同意・口座振替依頼書

《個人情報の使用》

- ・ 就学援助の決定又は実施において必要がある場合には、私及び私と生計を同一にする者の住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給情報等の個人情報を教育委員会が閲覧し、これを根拠として用いることに同意します。また、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。
- ・ 否認定となった場合、提出した個人情報は使用しないこととなりますが、事務処理を円滑に行うため、これを提供することに同意します。

《委任》

- ・ 認定後、就学援助費の請求に関する事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任します。また、就学援助費のうち学校給食費については、一切の権限を校長に委任します。
- ・ 学校に支払うべき経費を滞納し、学校運営に支障を来す場合には、私の下記口座への振り込みを停止し、就学援助費に関する一切の権限を校長に委任します。

《口座振込依頼》

- ・ 就学援助費は下記の口座に振り込みを依頼します。なお、振り込みをもって受領したものとします。また、学校給食費については学校指定口座へ、医療費については医療機関指定口座への振り込みを依頼します。

※ 申請(保護)者の口座を指定してください。

振込 口座	金融機関名	尾道 (ゆうちょ) 銀行 金庫 組合・農協						支店名	尾道 (一九八) 支店 出張所						
	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	0	1	2	3	4	5	6	預金種別	普通 ・当座・その他 ()					
	口座番号 (ゆうちょ銀行)	1	1	9	5	0	—	0	1	2	3	4	5	6	1
	口座名義 (カタカナ)	オ	ノ	ミ	チ			ジ	ロ	ウ					

《申請内容の変更》

- ・ 申請した内容に変更がある場合には、速やかに就学している学校又は尾道市教育委員会教育指導課学事係へ届け出ることに同意します。また、申請内容の変更に伴い、請求・返納等が生じた場合の事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任し、これに従います。
- ・ 就学援助費に係る校長口座に生じる利子については、放棄します。

申請(保護)者 住所 〒 722 - 8501
尾道市久保一丁目15-1

電話 (0848) 20 - 7474

フリガナ オノミチ ジロウ

氏名 尾道 次郎

初めて申請する方及び前年度の振込口座を変更する方は、**通帳の写し**を必ず添付してください。(口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるもの:図1参照)

【ゆうちょ銀行以外】
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号を記入してください。
口座番号は1マスに1文字ずつ、右詰めで記入してください。

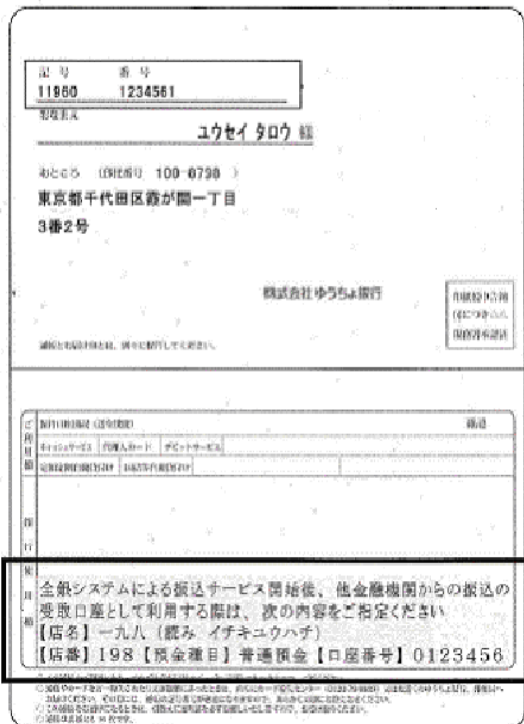
【ゆうちょ銀行】
金融機関名:ゆうちょ銀行
支店名:記入必要
口座番号(ゆうちょ銀行):
記号(5ケタ)-番号(8ケタ)
右詰めで記入してください。

口座名義をカタカナで記入してください。

内容をよく読み、署名してください。

(これより下は教育委員会記入欄になります。申請者(保護者)は記入しないでください。)

(図1)



【注意事項】

- ・ 通帳の写しを添付する場合(新規申請・前年度と口座を変更する人)は、図1のとおり通帳を開いたページ(見開き部分)の写しを添付してください。(例はゆうちょ銀行です。)
- ・ 特別な事情がある場合を除いて、**申請書の提出後に口座を変更することはできません**。1年間使用しますので、申請前によくお考えください。
- ・ 前年度就学援助を受けていた人は、支給時に配布しております「支給明細書」で振込口座をご確認ください。
- ・ **申請事由7(生活福祉資金の貸付)、申請事由8(雇用保険の失業給付)及び令和5年1月1日時点で尾道市に住民票を置いていない人(転入された人・単身赴任の人等)が世帯内にいる場合は、添付書類が必要となります**。それ以外の理由で申請する場合は、添付書類は必要ありません。添付書類により審査を行う場合、通常より認定が遅れる可能性があります。ご了承ください。
- ・ 給与所得者及び被扶養者(世帯員に扶養されている人)以外の人は、確定申告や市県民税の申告が必要です(所得がない場合であっても申告が必要な場合があります)。申請前にご確認いただき、税務署又は市役所で必要な手続きを済ませてください。
- ・ 申請書裏面の『委任・同意・口座振替依頼書』は審査や認定後の手続きに必ず必要になりますので、内容をよく読み、署名してください。